

令和5年度

此花区民間事業者を活用した小学5・6年生対象課外学習支援事業

事業者募集要項 公募型企画プロポーザル

第1章	事業の内容に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	P 1
第2章	選定にあたっての手続き等に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	P 5
第3章	選定について	・ ・ ・ ・ ・	P 9
第4章	その他の事項について	・ ・ ・ ・ ・	P 10

令和4年12月

此花区役所まちづくり推進課教育支援・環境担当

第1章 事業の内容に関する事項

1 事業の目的と概要

本事業は、此花区内の小学5・6年生を対象に、基礎学力の向上等、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の形成を図るため、課外授業（学習塾）を実施する事業です。

今般、その目的を達成するため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用することとし、広く企画提案を募集します。

2 基本条件・事業の実施方針

各学年、各児童の習熟度に合わせた教材作りや課外授業内容とし、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の形成に資する実施内容としてください。授業の形態は、受講者全員に一律の指導を行ういわゆる集団授業型による指導ではなく、少人数制個別指導としてください。実施にあたっては、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されているバウチャー（塾代助成カード）でも受講可能とすることにより、利用者の塾代負担の軽減を図ってください。事業者は、本市が実施場所等は無償で提供することにより、開設および運営経費を抑えることができるため、そのコストダウン分を必ず受講生に還元できるよう、受講料1コマ（50分）あたり月額5,000円（税込）の範囲内で可能な限りの内容を構築し、実施してください。

3 事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

令和5年度此花区民間事業者を活用した小学5・6年生対象課外学習支援事業

(2) 事業実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(3) 課外授業の開講期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日であるが、事前に本市担当者と打合せのうえ開講日を決定すること。

(4) 実施場所等

- ① 西九条小学校 多目的室 （大阪市此花区西九条4-3-41）
使用可能面積：50㎡（定員30名）
- ② 島屋小学校 高学年学習室 （大阪市此花区島屋2-9-36）
使用可能面積：64㎡（定員30名）
- ③ 伝法小学校 パソコン室 （大阪市此花区伝法3-13-10）
使用可能面積：88㎡（定員30名）

- ④ 梅香小学校 中学年学習室 (大阪市此花区梅香 3-17-29)
使用可能面積：70 m² (定員 30 名)
- ⑤ 高見小学校 学習ルーム (大阪市此花区高見 1-3-35)
使用可能面積：70 m² (定員 30 名)
- ⑥ 西島小学校 会議室 (大阪市此花区西島 2-5-12)
使用可能面積：60 m² (定員 30 名)
- ⑦ 春日出小学校 多目的室 (大阪市此花区春日出中 1-13-23)
使用可能面積：50 m² (定員 30 名)
 - ・使用料：①～⑦光熱費のみ負担
 - ・実施月の前月の 15 日までに、実施計画書を区役所に報告すること。
- ⑧ 大阪市立此花区民一休ホール 第 4 会議室 (大阪市此花区四貫島 1-1-18)
使用可能面積：95 m² (定員 60 名)
 - ・使用料：全額免除 (光熱費含む)
 - ・貸室の利用については此花区民一休ホールの利用規定を遵守すること。
 - ・実施月の前月の 15 日までに、実施計画書を区役所に報告すること。

(5) 業務の内容等

別紙 1 のとおりとします。

4 事業実施条件等に関する事項

事業者は、本事業の実施にあたって、以下の条件を遵守してください。

(1) 事業実施日及び実施時間

ア 3 (4) ①～⑦各小学校

各小学校ごとに別途協議の上週 2 回放課後の時間内に実施し、各日 17 時までには終了し、17 時 15 分までには完全退出すること。

イ 3 (4) ⑧大阪市立此花区民一休ホール

原則として、水曜日とし、準備時間等も含め 17 時 30 分から 21 時 30 分の間で実施し、課外学習として小学 5・6 年生にとって通いやすい時間帯とすること。

※緊急時・災害時等においては、上記に関わらず、使用を制限する場合があります。その際は、本市の指示に従い、適切に対応してください。なお、休業期間中の補償は行わないものとします。

(2) 本市から提供する備品・設備等

ア 事業を遂行するにあたり必要と認められる本市備品 (机、椅子、ホワイトボード等) を無償提供 (貸与) できますが、その範囲は本市と相談の上決定します。

イ 事業実施場所における設備について

- ・ホワイトボードまたは黒板 1 台

- ・空調（冷暖房）は、必要に応じ使用可能です。
- ・移動させて使用する場合は、必ず退出時に原状復帰してください。
- ・教材・備品等を常時保管するための設備は現状ありません。しかし、施設管理者との調整次第で対応できる場合があります。
- ・事業実施中は基本的に本市職員の立会いはないため、事業実施場所における指定された箇所の開錠・施錠および設備の管理は、施設管理者の指示に従い、事業者の責任において管理してください。

（３）経費の負担

ア 塾運営業務にかかる人件費、消耗品費、教材費（電子機器貸与料含む）、通信費、交通費、保険料、その他運営に伴う関連経費等のすべての経費は、事業者の負担とします。ただし周知チラシにかかる印刷経費に限っては市が負担します。

なお、本件業務にかかるリスクに対応する保険の加入を義務づけるものとします。

イ ３（４）①～⑦の各小学校で使用した光熱水費は事業者の負担とします。

（４）受講料の徴収について

受講生から各事業者の受講料の徴収の規定に基づき徴収してください。大阪市習い事・塾代助成事業のバウチャー（塾代助成カード）で支払を受ける場合は大阪市習い事・塾代助成事業の制度に基づき徴収してください。

（５）事業実施上の制限

ア 事業実施場所の利用にあたっては、利用者への便宜を図るものとし、最善の注意をもって維持保存しなければなりません。

イ 事業者は、事業実施場所を指定する用途以外に供してはなりません。

ウ 事業者は、事業実施場所について、現状復帰ができない変更をしてはなりません。

（６）委託の禁止

事業者は、業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等、業務の主たる部分を委託することはできません。また、左記以外の委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければなりません。ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務にあたっては、本市の承諾を得る必要はありません。

（７）事業実施の取り消し又は変更

次の各号のいずれかに該当するときは、事業実施の取り消し又は変更をすることがあります。

ア 本市において事業実施場所を公用又は公共用のために使用する場合。

- イ 事業者が事業実施条件の各条項に違反したとき。
- ウ 応募資格の詐称等その他不正な手段によってこの事業実施に至ったとき。
- エ その他管理運営上において、本市が必要と認めた場合。

(8) 原状回復

- ア 事業実施を取り消した時又は事業実施期間が満了した時、事業者は、本市の指定する期日までに事業実施場所及び本市備品・設備等（以下、「事業実施物件」という。）を原状回復しなければなりません。
- イ 事業者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、本市がこれを行って、その費用を事業者の負担とすることができます。この場合、事業者は何等の異議を申立てることができません。

(9) 損害賠償

- ア 事業者は、その責に帰する理由により事業実施物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは、当該滅失または毀損による事業実施物件の損害額に相当する金額を損害賠償として本市に払わなければなりません（本件事業にかかるリスクに対応する損害保険には必ず加入しておくこと）。ただし、事業実施物件を原状に復した場合はこの限りではありません。
- イ 前項の定める場合のほか、事業者は、本要項及び協定書の各項に定める義務の不履行により本市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。
- ウ 事業者と受講者間に生じた賠償責任について、本市は一切その責を負いません。

(10) 実地調査等

本市は、事業実施物件について随時に実地調査を行い、又は所定の報告を求め、その維持又は使用に関し指示することができます。

(11) 損害賠償請求権及び有益費等の請求権の放棄

- ア 公共又は公共用に供する必要が生じ、実施を取り消した場合においては、事業者は当該取り消しによって生じた損失の補償を本市に請求しないものとします。
- イ 事業者は、事業実施物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を本市に請求しないものとします。

(12) 資料、報告書の提出

- ア 収支状況に関する資料は、作成の都度速やかに提出するものとします。
- イ その他、本市において必要がある場合、経営に関する資料を提出しなければなりません。

(13) 法令の遵守

本件の使用にあたっては、大阪市個人情報保護条例の外、関係法令及び関係規程を遵守してください。

(14) その他の注意事項

- ア 事業実施後、当該事業の履行期間中に事業者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、事業実施の取り消しを行うことがあります。
- イ 原則として提案いただいた事業を実施していただきますが、本市との協議により内容を変更する場合があります。

第2章 選定にあたっての手続き等に関する事項

1 応募資格等

(1) 次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていることとします。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件も該当しないこと。
- エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- オ 企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていること又は登録することができる見込みであること。
企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていないが、登録することができる見込みである事業者については、「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」の登録要件を満たし、「大阪市習い事・塾代助成事業実施要綱」及び「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」に定める全ての項目に同意しこれを遵守すること。
- カ 実施事業者として選定された場合、「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」に則り令和5年2月15日（水）までに事業実施のために必要な登録申請を行うこと。
- キ 直近1ヵ年において、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税について未納がないこと。

2 スケジュール

(1) 公募開始	令和4年 12月27日(火)
(2) 質問受付締切	令和5年 1月5日(木) 正午
(3) 質問回答	令和5年 1月11日(水)
(4) 企画提案書提出期限	令和5年 1月23日(月) 正午
(5) プレゼンテーション審査	令和5年 2月2日(木)
(6) 選定結果通知	令和5年 2月8日(水)
(7) 事業開始日	令和5年 4月1日(土)
(8) 事業完了	令和6年 3月31日(日)

3 応募手続き等に関する事項

受付は、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日には行いません。
なお、申請書類等については、大阪市此花区役所のホームページよりダウンロードしてください。

(1) 企画提案書

- ア 受付期間 令和4年12月27日(火)～令和5年1月23日(月)
午前9時～正午及び午後1時～午後5時30分
ただし、最終日(1月23日)は正午までとします。
※申請書類については、持参または送付とします。
**送付の場合は必着とし、「エ 提出場所」の担当に
相違なく送付してください。**

イ 企画提案書の内容

- (ア) 本事業に対する考え方
(イ) 業務実施体制
A 人員体制について
講師の配置体制／人材確保
B 指導等の内容について
基礎学力を向上させる具体的な方法／学習習慣形成の方法
C 事業実施スケジュール・受講者募集方法について(事業実施スケジュールの中で、予め実施ができない日がある場合は記載してください。)
D 教材の内容について
(ウ) 危機管理体制(災害、事故等の緊急事態を想定した危機管理体制について記載してください。)
(エ) 提案のセールスポイント
(オ) 過去5年間の類似業務、実績(※該当がある場合に記載してください。)

(具体的に他の教室での実施体制、対象者、時間数、回数、学習内容、受講料などを記載し、受講者の負担が軽減されていることがわかるよう、本事業の提案内容と比較できるようにすること。)

(カ) 本事業における経費内訳書(積算根拠のわかるもの)

※提出できる案は、1案のみとします。

ウ 提出書類

応募する事業者は、次の必要書類を提出してください。企画提案書についてのみ、正1部、副6部の計7部提出してください。ただし、提案事業者名の記載は正1部のみとし、副6部には記載しないととも、他に事業者名表示および事業者が推定できる部分があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は一切行わないでください。

(ア) 企画提案書提出時に大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者として登録されている事業者

- ・参加申請書(大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者用)(様式第1-1号)
- ・誓約書(様式第2号)
- ・法人又は団体の概要(様式第3号)
- ・企画提案書(様式第5号)
- ・法人の登記簿謄本又は登記事項証明書(提出日前3か月以内に発行:写し可)
※法人以外の団体にあつては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写しを提出してください。
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書(提出日前3か月以内に発行:写し可)
(税務署の様式その3又はその3の3様式[法人]、若しくはその3の2様式[個人])非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出してください。
- ・市町村民税並びに固定資産税の納税証明書(提出日前3か月以内に発行:写し可)
- ・大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者登録通知書(写し)

なお、大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者の追加登録申請は選定結果通知までは行なわず、選定の結果、採用となった場合に令和5年2月15日(水)までに申請を行うこと。

- ・印鑑証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの:写し不可)
※大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は省略可能とする。
- ・使用印鑑届(様式第6号)
※大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は省略可能とする。

(イ) 企画提案書提出時に大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者として登録されていない事業者

- ・参加申請書（大阪市習い事・塾代助成事業未参画事業者用）（様式第1－2号）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・法人又は団体の概要（様式第3号）
- ・企画提案書（様式第5号）
- ・法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日から3か月以内に発行：写し可）
 ※法人以外の団体にあつては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し、直近の法人税納税証明書（その2）を提出してください。
 ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、法人税納税証明書（その2）の提出が困難な場合は収益事業開始届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの）を提出してください。
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行：写し可）
 （税務署の様式その3又はその3の3様式〔法人〕、若しくはその3の2様式〔個人〕）非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出してください。
- ・市町村民税並びに固定資産税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行：写し可）
なお、大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者の登録申請は選定結果通知までは行なわず、選定の結果、採用となった場合に令和5年2月15日(水)までに申請を行うこと。
- ・印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可）
 ※大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は省略可能とする。
- ・使用印鑑届（様式第6号）
 ※大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は省略可能とする。

エ 提出場所

大阪市此花区役所まちづくり推進課（教育支援・環境）
 3階 35番窓口（担当：井上・西井）

(2) 質問の受付

- ア 受付締切 令和5年1月5日（木）正午まで
- イ 提出方法 「公募型企画プロポーザル方式応募に係る質問票（様式第4号）」に記載し、td0016@city.osaka.lg.jpまでEメールにて提出してください。
- ウ 回答 大阪市ホームページ「[令和5年度此花区民間事業者を活用した小学5・6年生対象課外学習支援事業にかかる公募型プロポーザルの実施について](#)」にて公開します。

第3章 選定について

1 審査・選定

(1) 選定基準

次に示す視点に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行い選定します。

- ア 業務目的及び業務内容の理解度【10点】
- イ 事業内容の実現性、実施手順の妥当性・事業目的に対する手法の的確性、独創性、専門性【40点】
- ウ 危機管理体制について【10点】
- エ 業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢【5点】
- オ 類似事業の豊富さ及び運営基盤【10点】
- カ 費用積算根拠の妥当性・効率性【25点】

(2) 審査・選定方法

企画提案書を提出した者に対し、書類審査、プレゼンテーション審査及びヒアリングを実施します。

審査は、学識経験者等で構成する「此花区民間事業者を活用した小学5・6年生対象課外学習事業協定先事業者選定にかかる公募型企画プロポーザル方式選定委員会」が上記(1)に基づき、書面による事前審査及びプレゼンテーション審査の結果を加味し、各評価項目の点数の合計点で最も高く評価された企画提案者を協定締結相手として選定します。

評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、上記(1)における項目イの得点が高い方とする。それも同点であった場合は、各項目における点数をカ、ア、ウ、オ、エの順番に比較して決定します。全ての項目において同点であった場合は、選定委員によりくじ引きを行い決定します。

ただし、最も優れていると評価された企画提案者の評価点が満点の60%未満であった場合、協定締結事業者は無しとします。

なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

(3) プレゼンテーション審査

- ア 実施日時 令和5年2月2日(木)午後2時から
詳細は、企画提案書提出者あて別途Eメールにて通知します。
- イ 実施場所 大阪市此花区春日出北1-8-4
此花区役所 会議室
- ウ 出席人数 1事業者につき、4名までとします。
- エ 内容・方法等 「第2章3応募手続き等に関する事項(1)」の書類を使用し、企画提案(実施方針等)について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めません。

また、プロジェクター等での資料投影は不可とします。

1 事業者あたり 20 分程度（うち説明約 15 分以内、質疑応答含む）とします。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外します。

（４）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

（５）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、令和 5 年 2 月 8 日（水）に全ての参加者に通知し、また、大阪市此花区役所ホームページに掲載します。

第 4 章 その他の事項について

1 提案に対する費用、条件等

- ア 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とします。
- イ 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- ウ すべての提出書類は返却しません。
- エ 提出された企画提案書等は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用いたしません。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差替え等は認めません。
- カ 本プロポーザルは事業予定者の選定を目的に実施するものであり、協定締結後の業務においては、本市と協議をしながら協定の策定を行うので、必ずしも提案内容どおり実施するものではありません。
- キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル方式参加は無効となります。

2 協定に関する事項

事業予定者と協定を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に協定の交渉を行うことができるものとします。

ただし、評価点が満点の60%を下回っている者を除きます。

3 提出先・問合せ先

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

大阪市此花区役所まちづくり推進課（教育支援・環境）3階35番

担当：井上・西井

TEL：06-6466-9743

FAX：06-6466-9919

E-mail：td0016@city.osaka.lg.jp